



2013年7月30日送付

追加処分に関するガイドライン及び解釈

公益財団法人日本アイスホッケー連盟
審議委員会

【ガイドラインの位置づけ】

このガイドラインは、各種大会の懲戒委員会において、追加処分を決定する際の指針であり、最低限の追加処分を定めたものである。したがって、各種大会の懲戒委員会は、反則の内容等に応じて、ガイドラインが規定するものよりも厳しい内容の追加処分を科することができる。

【懲戒委員会の権限】

各種大会においてゲーム・ミスコンダクト・ペナルティ以上の反則が発生した場合は、地方連盟はすみやかに懲戒委員会を開催し、追加処分の有無等も含め関係者にすみやかに報告すると共に、その審議結果を日本アイスホッケー連盟審議委員会委員長に報告しなければならない。

「第510条 追加処分」の項に該当する行為に関しては、従来通り懲戒委員会で処分を決定する。

(第510条 追加処分)

関係懲戒機関は、試合終了後いつでも試合に関連して発生したことを自らの判断で調査し、その違反に対してレフェリーがペナルティを科したか否かに関わらず、試合前のウォームアップ中、控室からリンクまでの移動の間、または試合進行中の違反、又はその違反に関連して引き起こされたプレイヤーやチーム・オフィシャルによるトラブルに対してさらなる出場停止処分を科することができる。

【ゲーム・ミスコンダクト・ペナルティ】

(1) 2度目のゲーム・ミスコンダクト・ペナルティを科せられた選手は、直後の1試合を自動的に出場停止とする。

適用条項 ⇒ 競技規則 505 条解釈 1 及び解釈 2

(第505条)

ゲーム・ミスコンダクト・ペナルティを科せられた、ゴールキーパーを含むプレイヤーまたはチーム・オフィシャルは、その試合の残り時間退場となり、更衣室に行くよう命じられるが、直ちに交代選手の出場が認められる。

(解釈1): ゲーム・ミスコンダクト・ペナルティは、その試合を除き、自動的な出場停止を伴わない。ただし関係機関は、そのプレイヤー又はチーム・オフィシャルに追加の出場停止処分を科す権限を有するものとする。

(解釈2): 選手権大会では、2回目のゲーム・ミスコンダクト・ペナルティを科せられたプレイヤーは、そのチームの次の試合は自動的に出場停止となる。なお、異なる大会へは1回目のゲーム・ミスコンダクト・ペナルティは持ち越さないものとする(累積しない)。したがって、国体予選会などで1回目のゲーム・ミスコンダクト・ペナルティを科されていても、国体には累積0でスタートするものとする。ただし、



Japan Ice Hockey Federation

Kishi Memorial Hall, 1-1-1 Jin-nan, Shibuya-ku, Tokyo 150-8050

[Phone](+81)03-3481-2404 [Fax](+81)03-3481-2407

[E-mail] jihf@jihf.or.jp

[URL]http://www.jihf.or.jp

現に出場停止中の選手は、その出場停止期間を完了しない限り、別個大会の試合にも出場することはできない。また、大会期間中に追加処分を科された選手は、その出場停止期間を満了しない限り他の大会の試合に出場することはできない。

(解釈3)：1回目のゲーム・ミスコンダクト・ペナルティを科された選手が、懲戒委員会から自動的ではない追加処分を受けた場合は、追加処分を消化しても、1回目のゲーム・ミスコンダクト・ペナルティは、累積の対象として残る。したがって、復帰した試合でゲーム・ミスコンダクト・ペナルティを科された場合は、2回目のゲーム・ミスコンダクト・ペナルティとして、自動的に1試合の出場停止となる。

(解釈4)：1回目のゲーム・ミスコンダクト・ペナルティを科された選手が、次の試合でマッチ・ペナルティを科され、追加処分を消化した。復帰した試合でゲーム・ミスコンダクト・ペナルティを科された場合は、2回目のゲーム・ミスコンダクト・ペナルティとして、自動的に1試合の出場停止となる。

(解釈5)：1回目のゲーム・ミスコンダクト・ペナルティを科された選手が、次の試合でマッチ・ペナルティを科され、追加処分を消化した。復帰した試合でゲーム・ミスコンダクト・ペナルティを科された場合は、2回目のゲーム・ミスコンダクト・ペナルティとして、自動的に1試合の出場停止となる。さらに、このゲーム・ミスコンダクト・ペナルティが悪質な内容であると判断され、自動的でない追加処分を科す場合には、自動的に1試合の出場停止を含めて追加処分を定めなければならない。

【マッチ・ペナルティ】

- (1) バット・エンディングにより相手に怪我をさせたことによるマッチ・ペナルティ
最低5試合の出場停止

適用条項 ⇒ 第507条、第521条(c)

(第507条 マッチ・ペナルティ)

(第521条(c) バット・エンディング)

*本条項が適用された場合、5試合の出場停止とは最低限の処分であり、内容・相手選手の怪我の程度により加重する。

- (2) チェッキング・フロム・ビハインド(背後からのチェック)により相手に怪我をさせたことによるマッチ・ペナルティ
最低5試合の出場停止

適用条項 ⇒ 第507条、第523条(b)

(第507条 マッチ・ペナルティ)

(第523条(b) チェッキング・フロム・ビハインド)

*本条項が適用された場合、5試合の出場停止とは最低限の処分であり、内容・相手選手の怪我の程度により加重する。



(3) クリッピングにより相手に怪我をさせたことによるマッチ・ペナルティ
最低 5 試合の出場停止

適用条項 ⇒ 第 507 条、第 524 条 (b)

(第 507 条 マッチ・ペナルティ)

(第 524 条 (b) クリッピング)

* 本条項が適用された場合、5 試合の出場停止とは最低限の処分であり、内容・相手選手の怪我の程度により加重する。

(4) チーム役員またはゲーム・オフィシャルを怪我させた過度のラフプレーによるマッチ・ペナルティ
最低 5 試合の出場停止

適用条項 ⇒ 第 507 条、第 527 条

(第 507 条 マッチ・ペナルティ)

(第 527 条 チーム役員またはゲーム・オフィシャルを怪我させた過度のラフプレー)

* 本条項が適用された場合、5 試合の出場停止とは最低限の処分であり、内容・相手選手の怪我の程度により加重する。

(5) レフェリーからやめるように命じられた後もいさかいを続けたり、続けようとしてラインズマンに抵抗したことによるマッチ・ペナルティ
最低 5 試合の出場停止

適用条項 ⇒ 第 507 条、第 528 条 (e)

(第 507 条 マッチ・ペナルティ)

(第 528 条 (e) 殴り合いまたはいさかいの最中に任務遂行中のラインズマンに抵抗した選手)

* 本条項が適用された場合、5 試合の出場停止とは最低限の処分であり、内容・相手選手の怪我の程度により加重する。

(6) ニーイングによって相手選手を怪我させたことによるマッチ・ペナルティ
最低 5 試合の出場停止

適用条項 ⇒ 第 507 条、第 536 条 (b)

(第 507 条 マッチ・ペナルティ)

(第 536 条 (b) ニーイングによって相手選手を怪我させたことによるマッチ・ペナルティ)

* 本条項が適用された場合、5 試合の出場停止とは最低限の処分であり、内容・相手選手の怪我の程度により加重する。

(7) スピアリングにより相手選手を怪我させたことによるマッチ・ペナルティ
最低 5 試合の出場停止

適用条項 ⇒ 第 507 条、第 538 条 (c)

(第 507 条 マッチ・ペナルティ)

(第 538 条 (c) スピアリングにより相手選手を怪我させたことによるマッチ・ペナルティ)

* 本条項が適用された場合、5 試合の出場停止とは最低限の処分であり、内容・相手選手の怪我の程度により加重する。



- (8) 頭部及び頸部へのチェックにより相手に怪我をさせたことによるマッチ・ペナルティ
最低 5 試合の出場停止

適用条項 ⇒ 第 507 条、第 540 条 (b)

(第 507 条 マッチ・ペナルティ)

(第 540 条 (b) 頭部及び頸部へのチェックにより相手に怪我をさせたことによるマッチ・ペナルティ)

* 本条項が適用された場合、5 試合の出場停止とは最低限の処分であり、内容・相手選手の怪我の程度により加重する。

- (9) 選手によるオフィシャルに対して危害を加える行為によるマッチ・ペナルティ
最低 5 試合の出場停止

適用条項 ⇒ 第 507 条、第 550 条 f-1

(第 507 条 マッチ・ペナルティ)

(第 550 条 f-1 選手によるオフィシャルに対して危害等を加える行為)

* 本条項が適用された場合、5 試合の出場停止とは最低限の処分であり、内容・オフィシャルの怪我の程度により加重する。

- (10) チーム・オフィシャルによるオフィシャルに対して危害を加える行為等によるマッチ・ペナルティ
最低 5 試合の出場停止

適用条項 ⇒ 第 507 条、第 551 条 d-1

(第 507 条 マッチ・ペナルティ)

(第 551 条 d-1 チーム・オフィシャルによるオフィシャルに対して危害を加える行為等)

* 本条項が適用された場合、5 試合の出場停止とは最低限の処分であり、内容・オフィシャルの怪我の程度により加重する。この場合の出場停止とは、ベンチ入りを禁止するという意味である。

- (11) チーム・オフィシャルによるオフィシャルに対してつばを吐く行為によるマッチ・ペナルティ
最低 5 試合の出場停止

適用条項 ⇒ 第 507 条、第 551 条 d-4

(第 507 条 マッチ・ペナルティ)

(第 551 条 d-4 チーム・オフィシャルによるオフィシャルに対してつばを吐く行為)

* 本条項が適用された場合、5 試合の出場停止とは最低限の処分であり、内容・オフィシャルの怪我の程度により加重する。この場合の出場停止とは、ベンチ入りを禁止するという意味である。

- (12) 観客に危害を加える行為によるマッチ・ペナルティ
最低 5 試合の出場停止

適用条項 ⇒ 第 507 条、第 561 条

(第 507 条 マッチ・ペナルティ)

(第 561 条 観客に危害を加える行為)

* 本条項が適用された場合、5 試合の出場停止とは最低限の処分であり、内容・観客の怪我の程度により加重する。



(13) その他のマッチ・ペナルティ

以下の第 507 条が適用されるペナルティに関しては、原則として厳しい判断を下す。最低の出場停止は 2 試合とする。

適用条項 ⇒ 第 507 条

第 520 条(a)(b)、第 521 条(b)、第 522 条(a)(b)、第 523 条(a)、第 524 条(a)、
第 525 条(a)(b)、第 526 条(a)(b)、第 527 条、528 条(f)、第 529 条、
第 530 条(a)(b)、第 533 条(a)(b)、第 535 条、第 536 条(a)第 537 条(a)(b)(c)、
第 538 条(b)、第 539 条(a)(b)、第 540 条(a)、
第 550 条 (f-1 以外)、第 551 条(d-1.d-4 以外)

(第 507 条 マッチ・ペナルティ)

(第 520 条(a)(b) ボーディング)

(第 521 条(b) バット・エンディング)

(第 522 条(a)(b) チャージング)

(第 523 条(a) チェッキング・フロム・ビハインド)

(第 524 条(a) クリッピング)

(第 525 条(a)(b) クロスチェッキング)、

(第 526 条(a)(b) エルボーイング)、

(第 527 条 相手選手に対する過度のラフプレー)

(第 528 条(e)(f) フィスティカフスまたはラフティング)

(第 529 条 ヘッド・バッティング)、

(第 530 条(a)(b) ハイスティックング)、

(第 533 条(a)(b) フッキング)、

(第 535 条 キッキング (相手を蹴る行為))

(第 536 条(a) ニーイング (相手をひざで蹴る行為))

(第 537 条(a)(b)(c) スラッシング)

(第 538 条(b) スピアリング)

(第 539 条(a)(b) トリッピング)

(第 540 条(a) 頭部および頸部へのチェック)

(第 550 条(f)-2,3,4 選手によるオフィシャルに対する粗暴な言動)

(第 551 条(d)-2,3 チーム・オフィシャルによるオフィシャルに対する粗暴な言動)

附則

- * 懲戒委員会の審議結果を審議委員会委員長に報告した後に新たに判明した事実に関しては、当連盟の審議委員会で検討することとする。
- * インラインホッケーにおけるペナルティの処分は、アイスホッケーの試合には関係ないものとする。
- * このガイドラインは、平成 16 年 9 月 1 日以降に適用するものとする。
- * 平成 17 年 9 月 1 日改定
- * 平成 18 年 9 月 1 日再改定